入　札　公　告

物品の調達において、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「自治法令」という。）第１６７条の６の規定に基づき公告する。

令和８年１０月１５日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

１　条件付き一般競争入札に付する事項

（１）調達年度

令和８年度

（２）調達物品の名称及び数量

多項目自動血球分析装置　一式

（３）調達物品の特質等

入札説明書による。

（４）納入期限

令和９年２月２６日（金）

（５）納入場所

和歌山県有田郡有田川町庄３１

和歌山県立こころの医療センター

２　条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

（１）自治法令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（２）和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和５年和歌山県告示第１０００号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「 大分類『１８　物品調達』の小分類『１　物品販売』」であること。

（３）県内に本店を有する者又は県内に支店等を有し、かつ、その長を代理人として選任している者であること。

（４）和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（令和５年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

（５）和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成２０年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

（６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

３　契約条項を示す場所及び期間

（１）場所

和歌山県立こころの医療センター事務局
和歌山県有田郡有田川町庄３１

（２）期間

令和８年１０月１５日（木）から令和８年１０月２７日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（令和元年和歌山県条例第３９号）第１条に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前９時から午後５時までとする。

4　入札説明書等を交付する場所及び期間

（１）場所

３の（１）に同じ

（２）期間

３の（２）に同じ

5　条件付き一般競争入札の場所及び日時等

（１）条件付き一般競争入札の場所及び日時

ア　入札場所

和歌山県有田郡有田川町庄３１
和歌山県立こころの医療センター　診療管理棟２階　Ａ会議室

イ　入札日時

令和８年１０月２９日（木）午前９時００分

ウ　開札場所

アに同じ

エ　開札日時

イに同じ

（２）郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便で令和８年１０月２７日（火）午後５時００分までに和歌山県立こころの医療センター事務局総務課に必着するように行わなければならない。

6　電子入札

電子入札は、対応するシステム等が整備されていないため実施しない。

7　入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の１１０分の１００に相当する金額で入札すること。

8　入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和６３年和歌山県規則第２８号）第８７条第４号の規定により免除とする。

9　契約保証金に関する事項

（１）契約を締結する者は、契約金額の１００分の１０以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

（２）契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第１６７条の１６及

び和歌山県財務規則第９２条から第９５条までの規定の定めるところによる。

10　入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で２に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

11　落札者の決定方法

（１）入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

（２）この入札の開札には、和歌山県立こころの医療センター事務局の職員が立ち会うものとする。

（３）和歌山県財務規則第１０２条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（４）落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立こころの医療センター事務局の職員にくじを引かせるものとする。

（５）開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め３回までとする。

（６）再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で５の（１）に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第２回以降の入札には、参加できないものとする。

12　その他

（１）入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア　名称

和歌山県立こころの医療センター事務局

イ　所在地

和歌山県有田郡有田川町庄３１

郵便番号　６４３－０８１１

電話番号　０７３７－５２－３２２１

ファクシミリ番号　０７３７－５２－５５７１

（２）契約書の要否

要

（３）契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否